

8th JPNICオープンポリシーミーティング
WHOISにおける情報公開の現状
と今後の課題

2005年 7月7日

社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
IP事業部 サトウススム

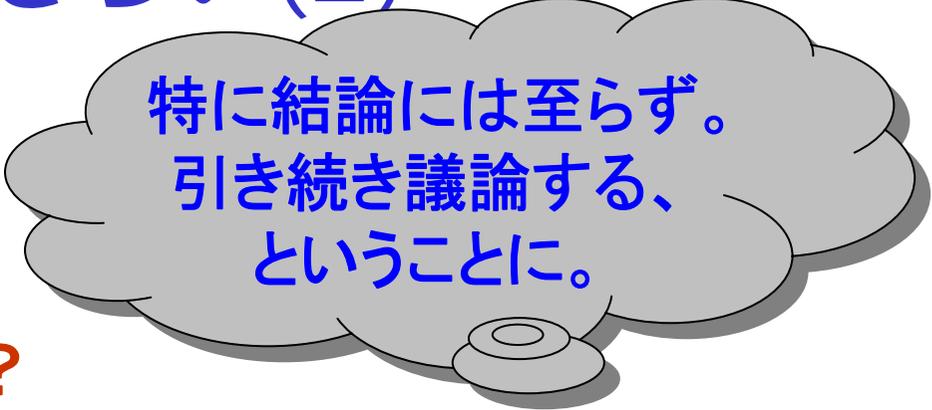
前回のおさらい(1)

- 前回(12月)のJPOPMでパネル討論を実施
 - 「WHOISサービスと情報公開」

- 各発表の要約
 - 各RIRのWHOISのプライバシー保護事例紹介
(JPNIC 穂坂)
 - JPNIC WHOISの個人情報保護対策の経緯
(JPNIC サトウススム)
 - 指定事業者におけるWHOIS登録の現状と問題点
(ユーズコミュニケーションズ 塚本氏)
 - ネットワーク運用におけるWHOIS利用の現状
(パワードコム 久保田氏)

前回のおさらい(2)

▶ パネル議論の内容



特に結論には至らず。
引き続き議論する、
ということに。

– WHOISは必要なのか？

- WHOISに替わる連絡先確認手段が必要では
- 指定事業者に連絡が取ればよい
- 指定事業者向けは必要、一般向けは不要？

– 個人情報保護法対応について

- 既存の登録者への対応をどうするか
- 登録者の同意が取れない場合の措置

今回の発表内容

- 現在のJPNIC WHOISの仕様について
 - 表示項目の変更、情報の追加など

- WHOISにおける個人情報保護法対応
 - 情報取り扱い規則の整備など

- 引き続き検討すべき課題

JPNIC WHOISの変更点(1)

<p>JPRSのドメイン名情報の削除</p>	<p>情報の管理責任を明確化するため</p>
<p>割り振り情報の追加</p>	<p>アドレスブロックを管理する指定事業者をWHOISで確認できるようにするため</p> <p><i>「IP管理指定事業者リスト」のCIDRブロック情報を削除</i></p>
<p>項目名の変更 [運用責任者] →[管理者連絡窓口]</p>	<p>割り当て先組織以外でも代行可能なため</p>

<p>情報名の表記変更 「Personal Information:[個人情報]」 →「Contact Information:[担当者情報]」</p>	<p>情報内容を正確に表す 名称にするため</p>
<p>「担当グループ情報」の追加</p>	<p>個人以外でも連絡先として 登録可能にするため</p>
<p>[通知アドレス]を非表示 (担当者情報を除く)</p>	<p>不要なメールアドレスを 表示しないようにするた め</p>
<p>[最終更新]のメールアドレス を非表示 (担当者情報、担当グループ情報を除く)</p>	<p>(SPAM防止策の一環)</p>

現在のWHOISの表示例(1)

ネットワーク情報 (割り振り)

```

Network Information:[ネットワーク情報]
[IPネットワークアドレス] 202.12.30.0/20
[ネットワーク名]          JP-NET
[組織名]                  日本ネットワークインフォメーションセンター
[Organization]           Japan Network Information Center
[郵便番号]
[住所]
[Address]
[管理者連絡窓口]        XX1234JP
[技術連絡担当者]        JP99999999
[Abuse]                  xxx@nic.ad.jp
[通知アドレス]
[割振年月日]            2005/1/1
[最終更新]              2005/1/24 12:01:33(JST)

上位情報
-----
該当するデータがありません。

下位情報
-----
日本ネットワークインフォメーションセンター (Japan Network Information Center)
JP-NET [割り当て]          202.12.30.0/23
    
```

**[運用責任者]
から変更**

**担当グループハンドル
(担当グループ情報とリンク)**

アドレス非表示

アドレス非表示

**該当ブロック
内の割り当
て情報**

現在のWHOISの表示例(2)

ネットワーク情報 (割り当て)

Network Information:[ネットワーク情報]	
a. [IPネットワークアドレス]	202.12.30.0/23
b. [ネットワーク名]	JP-NET
f. [組織名]	日本ネットワークインフォメーションセンター
g. [Organization]	Japan Network Information Center
h. [郵便番号]	
I. [住所]	
j. [Address]	
m. [管理者連絡窓口]	XX1234JP
n. [技術連絡担当者]	JP99999999
p. [ネームサーバ]	xx.nic.ad.jp
y. [通知アドレス]	
[割当年月日]	2005/1/1
[返却年月日]	2005/4/1
[最終更新]	2005/1/24 12:01:33(JST)
上位情報	

日本ネットワークインフォメーションセンター (Japan Network Information Center)	
[割り振り]	202.12.30.0/20
下位情報	

該当するデータがありません。	

[運用責任者]
から変更

担当グループハンドル
(担当グループ情報とリンク)

アドレス非表示

アドレス非表示

当該アドレスを
含む割り振り
ブロック情報

現在のWHOISの表示例(3)

担当グループ情報

Group Contact Information: [担当グループ情報]	
[グループハンドル]	JP99999999
[グループ名]	JPNIC IP事業部
[Group Name]	JPNIC IP Department
[電子メール]	xxx@nic.ad.jp
[組織名]	日本ネットワークインフォメーションセンター
[Organization]	Japan Network Information Center
[郵便番号]	
[住所]	
[Address]	
[部署]	IP事業部
[Division]	IP Department
[電話番号]	
[FAX番号]	
[通知アドレス]	
[最終更新]	2005/1/24 12:01:33(JST) xxx@nic.ad.jp

アドレス非表示

担当グループ情報は、いずれかのネットワーク情報、AS情報の更新権限を持っていれば更新が可能。
 最終更新のメールアドレスは、情報主体および指定事業者等が誰が最終更新を行ったか確認できる手段として利用する。

現在のWHOISの表示例(4)

担当者情報 (個人情報)

Contact Information: [担当者情報]	
a.[JPNICハンドル]	XX1234JP
b.[氏名]	資源太郎
c.[Last,First]	Taro,Shigen
d.[電子メール]	xxx@nic.ad.jp
f.[組織名]	日本ネットワークインフォメーションセンター
g.[Organization]	Japan Network Information Center
h.[郵便番号]	
i.[住所]	
j.[Address]	
k.[部署]	IP事業部
l.[Division]	IPDepartment
m.[肩書]	
n.[Title]	
o.[電話番号]	
p.[FAX番号]	
y.[通知アドレス]	xxxx@nic.ad.jp
[最終更新]	2005/1/24 12:01:33(JST) xxx@nic.ad.jp

情報名称のみ変更

JPRSとの共同利用を維持するため表示項目の変更はなし。
 今後通知アドレスの非表示化についてJPRSと協議中。

ドキュメントの整備

- 「JPNICのIPアドレス割当管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」
 - 個人情報に限らずWHOIS登録情報全体の取扱いを規定

- 「公開・開示対象情報一覧」
 - WHOISでの公開、開示請求対象項目を明記

- 「IPアドレス割り当て管理業務における情報の取り扱いに関するガイドライン」
 - 指定事業者向けの登録情報取得時の留意事項

WHOIS情報の扱い

➤ 既存のWHOIS情報の扱い

- WHOIS情報の公開はこれまでも規則等に明記
- 再度情報公開への同意取得を不要とした

➤ 担当者情報の共同利用

- JPRSとの共同利用について情報取り扱い規則に明記
- これまで同様JPRS、JPNICどちらから更新しても両方に反映される

申請手続きなど

	変更前	変更後
担当者情報の更新権限を制限	誰でも更新可能	資源管理のID/PWを持つ人
第三者からの開示請求の制限	担当者情報以外は第三者からの請求も受付け	ネットワーク情報とAS情報も <u>情報主体</u> のみに制限
担当者情報の削除の明確化	なし	本人および指定事業者からの削除申請を受付

➤ WHOISに関する懸念

- 情報公開に抵抗を感じる人が増えてくる可能性
- 公開情報(メールアドレス)がSPAMの標的に

WHOIS登録がユーザ割り当て業務のネックになる場合も

➤ 現在対応しているプライバシー保護対策

- /30以下の割り当てはインフラとして登録可
- 連絡先は割当先ユーザ／組織以外も代行可
- 担当グループ情報の登録で個人情報不要

さらなるプライバシー保護の措置が必要か？

➤ 課題への対応案としては...

- APNICに従って原則非公開する？
 - 割り振り情報から連絡は可能(指定事業者経由)
 - 窓口となる指定事業者の業務負荷が増大
- ユーザ登録のアドレスサイズの下限を変更？
 - /30以下→/29以下？ or /28以下？
- 「個人ユーザへの割り当ての場合」という条件
 - 非公開？ インフラ扱い？ 「個人ユーザ」の定義？
- その他....

ちなみに他のRIRでは...

APNIC→割り当て情報は原則非公開

RIPE→割り当て先が個人or/30の場合LIRが代行

ARIN→割り当て先が個人の場合LIRが代行

課題の検討にあたって

- IP指定事業者、歴史的PIホルダ、WHOIS利用者などから広く意見を頂きたい
 - 出来れば一緒に議論していきたい
 - 別途議論の場を設けるか？
- 議論に参加いただける方を募ってワーキンググループWG結成とか？やりませんか？